（カード代替電磁的記録の送信がカード代替電磁的記録利用者によって行われたことを確認するための措置）

第三十九条の二十五　法第十八条の四第一項第一号の主務省令で定める措置は、送信を受けたカード代替記録事項に係る電磁的記録及びカード代替記録乱数符号に対して行われた電子署名が、当該カード代替電磁的記録に記録されたカード代替電磁的記録利用者検証符号に対応するカード代替電磁的記録利用者符号を用いて行われたことを確認することとする。

（カード代替電磁的記録について改変が行われていないことを確認するための措置）

第三十九条の二十六　法第十八条の四第一項第二号の主務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一　第三十九条の五第六項の規定による電子署名が行われたことを、送信を受けたカード代替電磁的記録に係る特定カード代替電磁的記録発行者署名検証符号により確認すること。

二　第三十九条の五第五項の規定による電子署名が行われたことを、送信を受けたカード代替電磁的記録に係るカード代替電磁的記録発行者署名検証符号により確認すること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この命令の施行の際現にこの命令による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十八条の三第一項第四号に基づく基準により同項の規定による認定を受けているカード代替電磁的記録の送信を行うためのプログラムを提供する者は、この命令による改正後の同号に基づく基準により同項の規定による認定を受けているカード代替電磁的記録の送信を行うためのプログラムを提供する者とみなす。

省　令

○環境省令第二十八号

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第二十一条第一項（同法第二十四条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月十五日

環境大臣　笹川　博義

第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（令和三年環境省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準） **第二条**　法第二十一条第一項の規定による第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。 一　飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項 イ　（略） ロ　飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。 (1)・(2)　（略）	（第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準） **第二条**　法第二十一条第一項の規定による第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。 一　飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項 イ　（略） ロ　飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。 (1)・(2)　（略）